時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ發送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	自一行至十行	自十一行至卅行	三十一行以上
一行ニ付一日限	十錢	九錢	八錢
一行ニ付二日以上六日迄	八錢	七錢	六錢五厘
一行ニ付七日以上十五日迄	七錢二厘	六錢三厘	五錢八厘五毛
一行ニ付十六日以上	六錢八厘	五錢九厘五毛	五錢八厘

時事新報

米價論（前號の續き）

日本開國の以前に在りては百穀貨物の賣買も內國至狹の範圍內に限られたれば聊かの原因にても忽ちにして市場の物價を動かすを免れざりしなり就中米の一品は當時其變動の最も敏銳なりし者にして適々不作の兆候もあるに於ては其價直忽ち騰貴して際限あるとあけれども去迚外國米の來て之を引下ぐるにも非ざれば貧民食なきに苦んで餓莩路に滿ちたるの慘狀は毎々なりしも農家は其割合に疲弊を感ぜずして却て米價の騰貴に思はざる潤利を得るは所々皆然らざるなし諺に百姓は豊年を祝せずして運年と悅ぶと云ひしも此邊の意味にして農家の爲めには不幸中の幸にして封建鎖國の法偶然あれに僥倖を與へたる次第なれども開國以來右の趣は一變し國內若しも凶歉を告ぐる場合とあれば外國米れ來りて缺を補ふあり其商機の敏銳なる上に加ふるに電信汽船の便利以て聲息を助くるが故に米價今日の勢ひは縱令へ大抵の凶年不作あるにもせよ或る一定の範圍を踰えて著るしき騰貴を現はそる能はざるれ殊に於て明白なる可し先年內地不作の折柄臺灣若くは西貢地方より續々米を輸送し來りて幸に米價の騰貴を制し當時我國人の其恩惠に浴したるとは世人の知れる所にして即ち南京米の名は專ら是時より始まり其後も引續き多少の輸入ありしあれ共內地は年々變ざるの豊作にして米價居坐の模樣あれば一時市場は勢力と得たる南京米も今日は殆んど其跡と絕つの衰況に陷り一昨年中の輸入金額は僅々二萬圓に足らず昨年の景況は未だ詳ならざれども之に較べて大同小異ならんと云へり斯く南京米の受渡しに減少を來したるは何故なりやと竊に其原因を考ふるに他に一二の理由もあらんかあれども第一に價格と米質と相較べて所詮日本米に競爭れ見込なきと全くの主因なるが如し蓋し明治十三四年の頃に在ては一石の米價も十圓臺に上りたるは非常の勢なりしと雖も是れ唯銀紙間の差より斯る相違を來せしまでに過ぎざれば當時にも正金に對する米の實價は依然として不廉ならず隨て外國米の輸入とては歳々寂寞に趣くの一方のみにて之と同時に內地の米價は獨り過まさるのみならず都て低落の傾なるが故に全國の農民、言替れば三千八百萬人中其十分れ六以上の人は戚々として首を病ましめ、年適々豊饒にして庶民却て究乏を嘆ずるの變相なきに非ざるなり開國以前年の凶歉に會して利潤を得たる農民の僥倖は海外貿易の盛んなる今日に再びも可らさるの夢と知る可し斯の次第なるが故に今の米價の勢ひは獨り外國米の輸入を防ぐに足るのみか更に自然の勢ひに放任して遂々外國に出で去るの傾あきにも非ず試に既往數年間の統計を見るに

明治十三年	二一〇、八六二	圓
同十四年	二六一、七三七	
同十五年	一、六五二、〇四〇	
同十六年	一、〇〇〇、九四〇	
同十七年	二、一七〇、六七八	
同十八年	七六六、七五九	
同十九年	三、三〇〇、五九八	

右の表に據るに日本米れ海外輸出は年々增減あきに非されども既往六七年の間を平均すれば次第に其額と增加する者と稱して可あり昨年中の輸出額は幾何なりしや未だ其統計を詳にせずと雖も米穀輸出商人れ所說に從へば昨年は決して一昨年より其額減少の氣遣ひなきのみならず海外市場年と逐ふて日本米れ賣行と促すの今日なるが故に實地の統計と調べたらば必ず著るしき增額を看出すとならんと云へり是より先き明治十一年には米れ輸出額四百萬圓以上に達したるとあれども此年度は恰も支那內地の大饑饉にして彼地の米價騰貴したるより忽ち輸出の途を啓て右の變相と顯はしたる次第あれども更に其以前に遡りて當時の輸出額と如何にと云ふに寧ろ僅少なる者にして多きも七八十萬圓に上らず又少きに至りては二三萬圓の年額ありしあれば今の輸出とは素より同日にして論ず可らず試に一昨年の輸出額三百三十萬圓に就て其賣行の重ある市場と區別するに

	擔數	圓
英吉利	六二五、五七七	一、四〇六、三六四、五三〇
獨逸	一六七、五七九	四一一、二四九、九〇〇
佛蘭西	五五、八七四	一五二、八四五、四二〇
以上歐洲向		
朝鮮	二一八、五七二	四八三、〇三七、八八〇
支那	五五、八七四	一五二、八四五、四二〇
露領亞細亞	三〇、六六六	六九、八九五、四六〇
以上亞細亞向き		
濠洲諸嶋	一二九、三〇二	三九三、八五四、四〇〇

次に海外諸國に出る所の日本米と各港に依て區別するに神戸橫濱長崎の三港よりして各一箇年の輸出額表左の如し（明治十九年調査）

神戸	百七十五萬八十三圓
橫濱	十六萬三千四十一圓
長崎	百二十八萬千七百四十三圓

右の外大坂函館等より出る所の米穀なれども其數僅少にして擧ぐるに足らず

（未完）

官報

〇勅令

朕帝國ト暹羅國トノ間ニ締結シタル修好通商ニ關スル宣言ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十一年一月二十七日

內閣總理大臣兼外務大臣伯爵伊藤博文

日本皇帝陛下及暹羅皇帝陛下ハ當ニ兩國間ニ存在セシ友誼親睦ノ關係ヲ再起シ且ツ將來締結スヘキ條約ノ基礎ヲ定メンコトヲ欲シ日本皇帝陛下ハ外務次官從三位勳二等孛漏西赤鷲大綬章孛漏西王冠大綬章、和蘭ライオン大綬章子爵青木周藏ヲ全權委員ニ命シ暹羅皇帝陛下ハ外務大臣セ　モースト　セークレツド　エンレユンツト　オルドル　オフ　ゼ　ナイン　ゼムス及ゼ　モースト　イラストリヤス　オルドル　オフ　ゼ　ハウス　オフチヤクルクリイ、ノ、ナイト　チユラ　チヨム　クラオ大綬章ホワイト　エレフアント大綬章暹羅王冠大綬章デヴアウオングセ親王ヲ其全權委員ニ命シ雙方互ニ其委任狀ヲ示シ其正實適當ナルヲ確認シ左ノ宣言ヲ爲スコトニ議定セリ

宣言

此宣言批准ノ日ヨリ以後兩締約國間幷ニ其臣民間ニ永遠無窮ノ平和親睦アルヘシ

兩締約國ハ互ニ其朝廷ニ外交官ヲ派遣シ又最惠國領事ノ駐在シ得ヘキ各海港市府ニ總領事、領事若クハ領事事務官ヲ置クノ權利ヲ承認ス

兩締約國ハ可成的兩國間幷ニ其臣民間ノ通商及航海ヲ奬勵シ且ツ之ニ便宜ヲ得セシムルコトヲ約ス

完全ナル條約締結ニ至ル前ニ兩締約國ノ一方ノ臣民通商又ハ他ノ正當ナル目的ヲ以テ他ノ一方ノ領地ニシテ最惠國ノ臣民ニ通商ヲ許ス場所ニ來ル時ハ身體財產ノ保護及公平無私ノ待遇ヲ受クヘシ

前陳ノ事件ニ關スル詳細ノ事項ハ兩國間將來ノ條約ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

此宣言ハ成ル可ク速ニ遲クモ調印ノ日ヨリ四箇月以內ニ批准シ東京ニ於テ其批准書ヲ交換スヘシ

右證據トシテ雙方ノ全權委員ハ此宣言書ニ記名調印スル者也

明治二十年九月二十六日即チ陰曆クン年アサユヂヤマース月九日暹羅曆紀元千二百四十九旬九日西曆千八百八十七年九月二十六日

青木周藏

デヴアウオングセ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

帝國及ヒ暹羅國ノ間ニ當ヲ存在セシ友誼親睦ノ關係ヲ再起シ且ツ將來締結スヘキ條約ノ基礎ヲ定メンコトヲ欲シ明治二十年九月二十六日東京ニ於テ帝國及ヒ暹羅國兩全權委員ノ記名調印シタル宣言文各條目ヲ朕親シク閱覽點撿シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百四十八年明治二十一年一月二十日東京帝宮ニ於テ親カラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣伯爵伊藤博文

〇東京府令第四號

明治二十年度區部共有金支出追加豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治廿一年一月廿八日　東京府知事男爵高崎五六

明治二十年度區部共有金支出追加豫算

一金四百九十九圓八十七錢五厘　鎧橋架換費

〇海軍省告示第一號

東、雷電、千代田ノ三艦艦籍ヨリ除名セラル

明治廿一年一月廿八日　海軍大臣伯爵西鄉從道

〇敍任（明治二十一年一月二十七日）

文部省編輯局長正六位　伊澤修二
兼任東京音樂學校長

敍奏任官二等　東京音樂學校長正六位　伊澤修二

任第二高等中學校敎諭　岡山縣醫學校敎諭　山形仲藝

敍奏任官三等　第二高等中學校敎諭　山形仲藝

兼任滋賀縣尋常師範學校敎頭　滋賀縣尋常師範學校敎諭　松尾貞次郎

兼任佐賀縣尋常師範學校敎頭　佐賀縣尋常師範學校敎諭　小宮山弘道

〇脚氣病審査委員報告　帝國大學脚氣病審査委員醫科大學教授三浦守治、同助手西鄉吉義、同竹崎季薰より報告せる脚氣病屍體諸臟器顯微鏡撿査成績は左の如し

（文部省）

此報告は明治十八、十九及二十年中醫科大學病理學教室に於て剖撿せし脚氣病屍體の諸臟器鏡撿（顯微鏡撿査の約語）の成績にして固より新奇の說あるにあらず畢竟先進の所說を贊成し之を反復詳說するに過ぎずと雖も自ら揣らず敢て縷々する所以のものは（第一）教師ベルツ氏及諸氏の剖撿所說或は未た徧く我醫學家の耳目に涌達せざるものあらん故に其最要を採擇し之を世に公にせんと欲するがあり（第二）右に附するに聊か余等か鄙見を以てし併せて同學諸氏の批評を待つにあり

抑々我邦に於て始めて脚氣病屍體の剖撿を試みたる者は內科教師ホフマン氏の後任同ウエルニヒ氏なりとす同氏の說に曰く脚氣は一種の血液失調にして泰西諸病中未た其例を見すと雖も蓋し其性萎黃病Chlorose、惡性貧血病Perniciose Anaemie等に相類似するものなりと」是を以て同氏は解屍に臨み專ら目を循環系統に注ぎ途に心肉の脂肪變性に陷り殊に貧病に在りては赤血球の小にして多く星狀を呈し且つ其纖維狀に相隣列するの性を失する等を發見し以て本病主要の變化と看做し又患者生前に在る所の感覺異常或は麻痺運動不隨意或は缺如等の如きは恐くは腦脊髓の急性炎症若くは其軟膜水腫に因するものならん」と云へり而して終に脚氣に Seropthisis perniciosa endemica の名を附し印度地方に行はるゝベリベリの一種なりと確言したり

其後アンデルッ
捴したり而して
血、肺水腫、腸胃
の出血」等にし
異變を認めずと
次にレモンス氏
唯心臓撿査の件
て甚しく弛緩し
に異常あらし云々
次てベルツ氏及
て實に信を措く
と意の如くあら
に五箇の病屍を
徵候經過等を精
たるもの、如し
ヤに駐在すると
諸臟器を携へ歸
か精細ある鏡撿
號第百四十六葉
神經及其他下に
し之を患者生時
ヨフロア氏、ラ
て「脚氣の病症
脚氣にNeuritis
命名あり」此說
微鏡下に證明せ
しか皆十分ある
學の教授精方氏
レゲラチ子
氣に滴應するを
し其性狀及其動
衛生事項欄內に
以上說く所の如
其間に容るへき
來脚氣屍の諸臟

雜

〇清帝降雪と
を視ざるれ近
冬以來未だ一
云へる殿堂に
り布達あり

〇新嘉坡事情
足にえて細長
漢の圖を見る
鼻と穿ちて環
て其色甚だ黑
過ぎず一家の
から譬へば同
次郎とか髮黑
お駒と一の形
も信奉する宗
信者は朝夕禮
付け以て惡魔
食するを以て
米穀菜魚等に
に於けると同
た必ず蕃椒
官吏は英人
官吏は英人其
牙人支那人よ
れ人にして原
の如れ官衙の
此地の山谷に
ふと多し左れ
殺えざる者に
に從ひ其賞金
る者と設けて
この事なるが
莫大の利益あ
れて都合二重

各位益々御盛榮奉恐賀候陳ハ私儀今回左記ノ地ニ商店ヲ開設仕將來一層勉勵仕候間當ニ倍シ御愛顧ノ程奉希候
東京深川區扇橋町

東京唱歌會
發會
（學生部）二月一日(1)從午後四時(2)從同六時
（紳士部）二月三日從午後四時

●日本鐵道會社廣告
一日本鐵道會社株式之內　三百株
右華族從三位伯爵柳澤保申所有之分今回世襲財產ト爲シ

●公
本社は固より
に寄書の一欄
於て其利弊の